

少子社会における子育て支援のジレンマ

元木久男

The Dilemma of Child Care Support Policy in the Low Fertility Society in Japan

Hisao MOTOKI

(1) はじめに

少子化を背景にした近年の子育て支援をめぐる動きには目をみはるものがある。昨年には少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策法が制定され、いよいよ少子化対策も立法化によって推進されるようになった。わが国の少子化対策や子育て支援対策が新たな段階に入ったといってよいであろう。ところが、この6月に厚生労働省から公表された人口動態統計は、一向に少子化傾向に歯止めがかかっていない現実を見せつけた。昨年の合計特殊出生率は一昨年に続いて過去最低を更新したが、そればかりか、国立社会保障人口問題研究所が行った人口の将来推計の中位推計を下回る結果、というよりも低位推計に近似する結果が公表されたのである。わが国の少子化は予想を上回る勢いで進行しているといわざるをえないであろう。本稿では、少子化の問題を直接論じるつもりはないし、また少子化を食い止めることにとくに関心を払うわけでもないが、これだけ積極的に子育て支援の施策が進められているというのに、一向に少子化の進行に歯止めがかからない、というより、その進行が勢いを増しているというはどういうことなのだろうか。もちろん、子育て支援施策が功を奏して少子化を食い止めるようになるにはそれなりの時間の経過が必要だということも考慮しなければならないだろう。それでも、少なくともここ数年の傾向をみるとかぎり、いまの子育て支援施策が少子化防止対策として十分なものなのか疑問が残る。そもそも、子育て支援のための対策というものが、人口対策としてふさわしいのかが問われるべきなのかもしれない。本来、子育て支援のための対策では、子どもの権利保障の視点から、子どもの育ちをいかに保障していくかが追求されるべきものではないだろうか。すなわち、客体としての子どもを育てる営みを支援するというのではなく、子どもが育っていく、その環境条件として親や家族の子どもを育てる営みがあり、この営みが子どもの育ちにどう調和するか、それを調整する役割を果たそうとするのが本来の子育て支援なのではないだろうか。

ところが、いま進められようとしている子育て支援は、人口対策への志向が強すぎる結果、客体としての子どもを育てる営みに焦点を当て、この営みをいかに合理的に再編成するかが目指されようとしているのではないかと思われてならない。そして、そのためにいまの子育て支援はひとつのジレンマに陥っているようにみえるのである。こうしたジレンマが象徴的に現れているのが、児童手当制度の改正である。いわゆる1.57ショックのあった1990年の翌年、当時の厚生省はいち早く児

童手当制度の改正に踏み切っている。手当の支給年齢を思い切って引き下げる同時に支給期間の短縮を図ったのである。あたかも手当の支給というアメで国民の子生み・子育てを動機づけようとするかの如くにである。さらに、そうした方向での改正を積み重ね、今年も、義務教育就学前特例給付を改正して、特例給付の支給期間を小学校第3学年修了前まで拡大した。だが、そもそも児童手当は、国連の『児童権利宣言』の第6条での「児童は人格の完全な、かつ、調和した発展のため、愛情と理解を必要とする」ので、「児童は、できるかぎり、両親の愛護と責任の下に……育てられなければならない」から、「子どもの多い家庭については、その援助のため、国その他の機関による費用の負担が望ましい」という宣言にみられるように、子どもの望ましい育ちを保障するために子どもを育てる親の営みに配慮しようという性格をもつたものであるはずである。けっして、親に子育て責任を引き受けさせるために、少しでも親の子育て負担を軽減してあげようといった性格をもつたものではないのである。

以上のような児童手当の改正に現れている子育て支援のジレンマとは、端的にいって、子どもの家庭養育責任の堅持と育児の社会化とのあいだに生じるジレンマである。この種のジレンマのために、手当の額が恐ろしく中途半端なのである。手当額が小額だということは、国家の財政事情の点から説明がつくかもしれないし、子育て世帯への税制上の優遇措置と併せて評価すべきだと見方もできなくはないが、それでも、子どもの育ちの保障という点から考えると中途半端な額である。やはり、いまの子育て支援が陥っているジレンマが背景にあると考えたくもなる。そこで、本稿では、こうしたジレンマを解明する作業をとおして、たとえば中途半端な額の児童手当を支給して、いわばお茶を濁すような方策ではない、子どもの育ちを真に保障する子育て支援のありようを探っていくことにする。

(2) 子育て支援の推進と家族の子育て機能への期待

家族の本質と課題を特集した月刊福祉2004年9月号の「特集の視点」で、同誌の編集員の武居敏は、「『介護の社会化』としての介護保険が制度化されたことを期に、家族の機能への期待が明確に変化したと思う。さらに子育て支援という視点からも変化しようとしている」と述べ、「家族の変容があり、それを支援するシステムができ、その結果、さらに家族の機能に対する考え方方が変化していく」点を指摘する⁽¹⁾。武居の指摘は、家族の機能についての認識が変化するなかで、「家族の役割や機能の中心にあるもの、かけがえのないもの、大切にしなくてならないもの」を明らかにする必要を説こうとする意図をもったものであるが、高齢者の家族扶養や介護に関する機能についてはさておくとして、子育て家庭への公私の支援の積極的推進が、子どもの養育をめぐって家族の果たす機能について新たな状況を現出させようとしているのではないかが含意され興味深い。これまで、子ども、とくに乳幼児は家庭で母親の手によって養育されるのが当たり前だとされる風潮が強かつたが、幼い子どもが一日のかなりの時間を母親の手を離れて保育園や幼稚園で保育されてもさして違和感が抱かれることもなくなっているようであるし、母親によって、以前であったならば口にすることもできなかったような、「自分の子どもをかわいく思えない」、「憎いとさえ思うこともある」というような本音が吐かれやすくなっているともいわれる。宮坂靖子は育児雑誌に掲載されたこの種の内容が書かれた（'90年代の）母親からの投書を紹介しながら、「子どもがかわいく思え

ない気持ちや子どもに対してイライラしてつらくあたる自分を表現することが許されるようになったこと、つまり『抑圧』の閉塞から表出への変化」が生じていると指摘する⁽²⁾。同じように大日向雅美も、母親への聞き取り調査でそうした傾向を見出している⁽³⁾。また、母親のあいだで、子育てだけではない自分自身の生活が求められるようになっているともいわれる。たとえば、柏木恵子は、「既婚有子の女性たちが、年齢や職の有無を超えて家庭人（妻、母）、職業人という役割から離れたひとりの個人としての生を強く希求」する傾向が生じていることを指摘している⁽⁴⁾。もちろん、こうした変化が子育て支援の推進によって生じたものだと単純に断定することはできないし、子育て支援の推進以外の動向、たとえば、フェミニズムの立場から母性神話が盛んに攻撃され始めたことや、家族の私化や個人化への動きなどが深く関わっているとも考えられる。けれども、子どもの家庭養育をめぐる状況の変化が子育て支援の推進と並行して生じてきていることも確かなのである。いずれにせよ、子育て支援が推進されるなか、子どもの家庭養育をめぐって新たな状況が出現するようになったと考えられるが、もしそうであるならば、なによりもそれがどのような状況なのか、とりわけ子どもの権利の保障にとってどのような意味をもつ状況なのかを見極めることが、児童家庭福祉を前進させるうえでひとつの重要な課題だといえないだろうか。

ところで、武居は、子育て支援の推進によって「家族の機能に対する考え方」、端的にいって「家族の機能への期待」が変化していく点を論じているが、子どもの家庭養育をめぐる新たな状況を、こうした子どもを養育する家族の機能への期待の変化の面で究明していくことも必要であろう。だが、その際、家族の機能への期待がどう変わったかという単純な問題設定ではなく、家族の機能への期待になにが生じているのかといった角度から取り組むことが必要だと思われる。それは、後に述べるように、この家族の機能への期待の変化の背景に、他ならぬ子どもを養育する家族の機能の再編成が目論まれているのではないかが想像されるからである。したがって、本稿で究明しようとする子どもの家庭養育をめぐる新たな状況は、単純に子育て支援による育児の社会化ないし育児機能の外部化によって、親や家族の役割が軽減されるようになった、その結果、おそらく武居の論議で危惧されているのではないかと思われるような、また一般にそうした方向での危惧が抱かれやすいと思われるような、子育ての家庭基盤の脆弱化や崩壊を招来するようになるといった問題に矮小化して理解されるべきではないと考えるのである。そのためには、なによりも、子どもを育てる家族の機能への期待の変質過程に注目し、その背景でどのような動きが生じていたのかを吟味することが必要であろう。

子育て支援が推進されるなか、家族の機能への期待が変質するようになった過程へ目を向けるには、まず、これまで、家族は子どもを育てるうえでどのような期待が向けられるようになっていたかを明らかにする必要がある。この問題についてはすでに別の稿で論じてあるのでここで繰り返すことはしないが⁽⁵⁾、端的にいって、これまで（そして、その本質はいまも変わってはいないと考えてよいであろう）、家族は、近代家族論が明らかにしたように、子どもを生み育てるところにその成立基盤があるのであって、したがって子どもの家庭養育こそが（近代）家族の最優先の任務だということが自明視されるようになったこと、こうした自明視を背景に親や家族は子どもの養育に対して無限の責任を負うことが期待されるようになったということができよう。こうした家族への期待が如実に現れているのが、高度成長期における女性の就労の増加による子どもの家庭養育への危機感を背景に出された中央児童福祉審議会保育制度特別部会の中間報告『保育問題をこう考える』

で示された見解である。周知のように、この中間報告では7つの保育原則が提示されているが⁽⁶⁾、その第1原則で「子どもの心身の健康を維持増進するとともに、よい人格を発達させ、安定した人格の持ち主とする……」うえでの「両親による愛情に満ちた家庭保育」の重要性を強調し、また、母親以外にも家庭保育の役割を果たすことも可能だとしながらも、「健全で、愛情深い母親が、第1の保育適格者であり、また保育適格者になるように努力するよう期待されている」ので、父親などの家族は母親がその保育責任を十分に果たせるように、また母親が保育適格者になろうと努力するように、協力する義務があることが述べられている。要するに、子どもにとって、なによりも家庭で母親の手によって保育されることが最も望ましいのであって、父親をはじめ周囲の者たち、さらには国家・社会も、母親がその保育責任を十全に果たせるよう応援していかなければならないという見解が示されているのである。さらに、保育の第3原則の「保育方法の選択の自由と、子どもの母親に保育される権利」では、子どもを保育園などの施設に入れたり、他の保育者に委託する自由が両親にあるとしながらも、「家庭で、正しい愛情を持つ母親によって保育されることは、子どもの権利である」と、むしろ母親の保育責任が強調されるようになっている。保育所整備に対する国民的 requirement の高まりを受けての報告なのであるが、徹底して家庭保育重視の姿勢が貫かれ、子どもを養育する家族への期待が剥き出しかたちで表明されているといつてよいであろう。保育所の整備については、その後すぐに方向転換して、積極的な取組みがみられるようになるのであるが、この『中間報告』に表明されている子どもを養育する家族への期待は放棄されることなく、むしろ国の家族政策の基底に据えられてきたと考えるべきであろう。

家族への強い期待を基底に据えながらも、子どもを養育する家族への対策は講じられていく。1964年には厚生省児童局を児童家庭局に改め「家庭重視の姿」を打ちだし、また同じ年に、「第一線の家庭児童相談指導機関の一層の充実強化を図る観点から」⁽⁷⁾、福祉事務所に家庭児童相談室が設置され、さらに、乳幼児の保育の分野でも保育所の増設が積極的に行われるようになり、乳児保育や延長保育への取組みもみられるようになる。興味深いのは、こうした対策が講じられていくなかで、事あるごとに、子どもの家庭養育について危機感が表明されていることである。子どもの家庭養育の実情が嘆かれているといつてもよいであろう。たとえば、低成長期に入り、戦後の社会的・経済的変動による歪みへの認識が深まり始めた時期である1974年に中央児童福祉審議会が行った児童福祉対策に関する答申のなかの「IV 家庭児童の健全育成対策について」では、こうした変動により「児童をめぐる生活環境も、家庭も大きく変化した」、家庭については、「……特に問題とすべきは、母性愛の喪失と呼ばれるような状況が次々と現れ、父親にも妻子に対する責任感が薄れてきていることが認められることである」とし、両親、とくに母親が子どもを適切に養育できるよう援助する必要が説かれている。⁽⁸⁾ また、同じ中央児童福祉審議会の1984年の意見具申も、家庭の在り様や親の意識、行動や態度に、子どもが育つうえで多くの問題が生じるようになっている点を指摘している。⁽⁹⁾ このように子どもを養育する家庭への対策を講じながら、子どもの家庭養育が嘆かれているのであるが、それは、そもそも、こうした対策が子どもを養育する家族への強い期待を基調にしたものだからである。要するに、なによりも親がしっかり子どもを育てなくてはならないのだが、そうではないから対策を講じる必要があるのでということなのである。その結果、子どもを養育する家庭への対策は消極的な性格をもつことになる。なぜならば、対策を講じることが家族への強い期待が放棄されたというメッセージを伝えることにならないようにする必要があるからである。対策

は仕方なく講じられるように装わなければならないのである。たとえば乳幼児の保育については、村山祐一によれば、1980年代に入って、それがゆきづまるまで、当時の厚生省は徹底した抑制策をとりつけ、乳児保育や延長保育への消極的で中途半端な取組みにみられるとおり、保育所の利用しにくい状況をつくりだしていたという⁽¹⁰⁾。戦後の家族政策の展開を家族モデルとの関係で論じた下夷美幸も、わが国の家族政策では、高度成長期から安定成長期の1980年代頃まで、基本的には核家族モデルが強調され、保育政策でも、1960年後半以降に保育ニーズの多様化が認識されるようになり、とくに1980年代初期に発生した「ベビーホテル問題」を契機に、多様なニーズへの対応が求められるが、専業主婦のいる核家族をモデルにした母親による家庭保育原則が維持され、保育政策の実質的な進展はみられない点を指摘している⁽¹¹⁾。

(3) 家族の子育て機能への期待の変質

以上、これまで、子どもを養育する家族への強い期待が抱かれるようになっており、そのため、子どもを養育する家庭への支援は消極的なものとならざるをえなかつた点について簡単にみてきた。ところが、1990年代に入る頃から事態が変化し始め、子育てへの社会の支援の流れが生じるのである。前年の合計特殊出生率が1.57であったことが発表され、いわゆる1.57ショックの生じた1990年に、内閣内政会議室に「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する省庁連絡会議」が設けられ、翌年にその「とりまとめ」が発表され、子育てしながらも十分ゆとりを感じ、心から豊かさを享受できるように、「職業生活と家庭生活の調和を確保するとともに、子育て等に伴う負担の軽減や家族単位での積極的な社会活動を十分可能とするような支援策を講じていく必要がある」や「子どもは……明日の時代を担うという役割」を有しているので「子育て負担は親だけでなく社会としても負担すべき等といった、健やかに子どもを生み育てるための環境づくりを目指す対策についての基本的方向が示されている⁽¹²⁾。また、1993年には、『たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書』が出され、わが国の「児童福祉法」は、そもそも、要保護児童対策とともに、「次の社会の担い手である児童一般の健全育成と積極的福祉推進を目的としたものであった」が、戦後の児童福祉行政は、現実には、要保護児童対策……に重点をおいて出発し、「各時代の要請に応じて段階的に発展してきたが、今後は児童福祉法制定時の原点に立ち返って、児童一般の健全育成と子供を取り巻く家庭や地域社会を含めた福祉増進のための施策を展開させていかなければならない」と、これから児童家庭福祉施策が対象を児童一般に拡大していくという方向性が示されることになる。そして、「従来、児童の養育は専ら家庭の責任であり、国及び地方公共団体は、家庭の養育機能が欠けた場合にはじめて事後的に責任を負う形で対応してきた」が、今後は「子育てに関しては、保護者（家庭）を中心としつつも、家庭のみにまかせることなく、国や地方自治体をはじめとする社会全体で責任を持って支援していくこと、言い換えれば家庭と社会のパートナーシップのもとに子育てを行っていくという視点が重要である」との見解がこれからの児童家庭福祉の基本理念のひとつとして提示されるのである⁽¹³⁾。これらの政策指針や報告書が出されるなか、1994年には、『今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）』が策定され、「子育て支援社会の構築」が目指されることになり、以後、知られるように、積極的に子育て支援のための提言等がおこなわれ、施策が講じられていくわけである。

このように「社会による子育て支援」といった子育て支援施策が推進されるようになった背景で、それまでの子どもを養育する親に対する強い期待は変質を遂げていく。それがどのような変質かは、『健やかに子どもを育てる環境づくり』での「子育ての負担は親だけでなく、社会としても負担すべき」だとの見解や、『子どもの未来21プラン研究会報告書』での「子育てに関しては……家庭のみにまかせることなく、国や地方自治体をはじめ社会全体で責任を持って支援していく」との見解に端的に現れているということもできよう。単純に考えれば、親に対する期待が薄まり、その分、国や社会の責任が認識されるようになったということになろう。それは、これまでの親による子どもの家庭養育重視の姿勢が改められ、子どもは社会の子として社会全体で養育していこうという体制が整いつつあるという子どもの家庭養育の相対化が漸く生じ始めたことを意味し、そうであるならば、確かに、児童福祉の前進に繋がるかもしれない。だが、『エンゼルプラン』の子育て支援のための施策の基本的方向で示されているのは、「子育ては家庭の持つ重要な機能であることに鑑み、その機能が損なわれないよう、夫婦で家事・育児を分担するような男女共同参画社会をつくりあげていくための環境づくりなどを含め、家庭生活における子育て支援を強化する（傍点、筆者）」ということなのである。すなわち、『エンゼルプラン』の子育て支援施策の基本的方向として目指されているのはむしろ家庭の子育て機能の強化に繋がる方向なのである。もしそうであるならば、子育て支援施策を進めるなかで点検されるべきは施策が家庭機能の強化に効果をあげているかということになる。ところが、進められようとしている子育て支援は、育児の（家族の）外部化と表裏の関係にある。子どもの家庭養育機能の強化を目指す子育て支援であるにもかかわらず、それは常に子どもの養育責任の家族外部への移転の危険を伴うものだといつてもよいだろう。このような危険が伴われるため、子育て支援の推進には常にある種の懸念が抱かれることになる。子育てる親の役割の後退についての懸念である。さきにふれた武居の問題提起には、子どもを養育する親や家族の支援・援助を積極的に推進する結果、親や家庭の役割が変容してきているのではないか、そしてこのような家族機能の変質は、場合によっては子どもを養育する家族の機能の崩壊や弱体化に繋がるのではないかとの危惧が表明されているのではないだろうか。要するに、子育て支援による育児の社会化を積極的に推し進める結果、子どもを育てる親や家族の役割が後退し、子育ての家庭基盤そのものがむしろ脆弱なものになってしまふのではないかが懸念されるのである。

こうした、子育て支援の推進が家族の子育て基盤を脆弱にしてしまうのではとの懸念については、最近では、中央教育審議会の報告書『子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について』が、子育て支援の取組みの結果、「親や企業の際限のない保育ニーズをも受け入れ、単なる親の育児の肩代わりになってしまうことがあると懸念する声もある」との指摘にも端的に現れている。さらに、同報告書は「したがって、『父母その他の保護者が子育てについて第一義務的責任を有する』という少子化対策における基本理念を踏まえ、親の育児を単に肩代わりではなく、親の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子どものより良い育ちを実現する方向となるような子育て支援を進めていくことが必要とされている」と、子育てにおける親の責任を再確認したうえで子育て支援の方向を示すという提案のしかたがなされている⁽¹⁴⁾。なによりも、「家庭や地域の子育て力の低下に対応して次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援—『次世代育成支援』一することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備する」との基本的考え方に基づいて進められようとしている、これまでの子育て支

援施策の再編成とみなされる次世代育成支援が、「父母その他の保護者が子育てについての第一義務的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭を築き子どもを生み育てること等の意義についての理解を深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮する」という次世代育成支援対策を進めるに当たっての注文が、わざわざつけられているのである⁽¹⁵⁾。また、保育所の必然性と現代的可能性について論じる汐見稔幸も、保育所側がサービスを充実していくことによって、「結局みな保育所に頼り始めて、自分で育てる能力や意欲を失っていくのではないか、という疑問や悩みがあちこちで出るようになっていることも事実である」と述べる。そして、「親の育児を肩代わりしたり手伝ったりすることはいいことだと思っているし、その意義はいやというほどわかっている」が、そうしたことを続けていくと、「『面倒になれば保育園に預ければいいのよ』という親が増えてしまうのではないか……『面倒な』育児を忌避する親がどんどん増えていく、育児能力の社会的低下がもたらされるかもしれない」という、ある「若い園長の抱く強い意気込みとその隙間から漏れ出すまじめな疑問」を紹介しながら、保育所側が子どもを育てる親のために一生懸命になるほど、親が保育所まかせのだめな親になっていってしまうのではないかという懸念が保育現場で抱かれるようになっている事実を指摘する⁽¹⁶⁾。もちろん、汐見は、保育所側の努力が以上のようないくつかの結果に至るというより、逆に、親の現実がそうであるからこそその現実を乗り越えていく方向に保育所の現代的可能性を見出そうと論を展開するのであるが、なによりも、保育現場でも、保育所保育の充実という子育て支援の推進に親の子育て役割の後退への危惧が伴われていることが物語られていて興味深い。

(4) 子どもの家庭養育の再編成

ところで山田昌弘は、義務であると同時に自発的におこなわれるという性格をもつ近代家族における子育ては「『子育ては愛情表現である』といいうイデオロギーに支えられている」ものであり、そのため、親の子育て負担を解除するために子育て支援をおこなうにあたって、その対象を一部の家族だけに限定すれば、支援を受けることが「親子の愛情のない証拠」となって親に負担感の代わりに罪責感を与えることになるが、それを回避しようとするならば、支援を受けることが愛情のない証拠にならないよう、「平等に行われるよう配慮する必要がある」という。だが、そのように、「一度、社会が（全家族の）子育ての特定部分の負担を引き受けてしまったら、それが当たり前のものとなり、更なる負担解除の欲求の子育ての負担を社会が引き受けるまで続く」ようになるという、社会が費用を負担する子育て支援策の晒されるジレンマについて論じている⁽¹⁷⁾。山田の論議の中でとくに注目したいのは、支援を受けることが「親子の愛情のない証拠」となって親に罪責感や一種のスティグマを負わせないようにするために、子育て支援のためのサービスを一般化して、ごく当たり前のサービスとして組織することだという指摘である。そして、そのことが、親の側からすれば、子育ての負担を際限なく社会に引き受けてもらおうとする態度を容易にとりやすくするという。もちろん、こうした態度は子どもを養育する親の役割の後退へと繋がっていくわけであるから、さきに指摘したように、いまの子育て支援が、基本的には、家庭の子育て機能が損なわれないように支援することを目指しているものであるならば、できれば親の側にこうした態度をとらせたくないところであろう。ところが、少子化を背景に、いま進められている子育て支援は、

「少子化を考える」を特集した平成10年の『厚生白書』に象徴的に表現されているような「気付いてみれば、日本は、結婚や子育てに『夢』を持てない社会になっているのではないだろうか」⁽¹⁸⁾という問題提起を基本に据えた対策であり、そのため、いまの子育て支援対策の画期となった『エンゼルプラン』でも、「子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを生み育てられる社会」の形成が志向されている、というより志向されなくてならなかつたのである。こうした志向は、昨年制定された少子化社会対策基本法でも、冒頭の同法制定趣旨説明のなかにみられる「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることのできる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現」という文言に受け継がれている。

いまの子育て支援が、支援を受けることが、罪責感を感じたりステイグマ付与を経験するような、なにか特別な援助を受けることではなく、ごく当たり前のサービスを受けることだと意識されるよう工夫されなくてはならない理由は、また別の角度からも主張される。副田義也らは、いまの子育て支援が「人口の再生産と個人の自由な選択の葛藤を回避するため、出産と家族による育児に肯定的な意味付与ができる構造を創出する方針を採用した」とみる⁽¹⁹⁾。つまり、いまの家族政策は家族の個人化や多様化を想定して、個人の自由な選択の実現と支持を基本原則にするようになっており、したがって、国民に結婚・出産への動機づけをおこなって人口減少傾向を食い止めようとする少子化対策は、「結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられること」を基本的視点としなければならないため、子生み・子育てに肯定的な意味を付与するという戦略をとるようになったというのである。個人の自由な選択の実現と支持を基本原則とする以上、結婚と出産に強制的な動機づけをおこなうことはできないのだから、出生率を上げるために、国民の結婚・出産への関心をいかに高めるかという方策がとられるわけである。したがって、いまの子育て支援は国民が結婚や出産について高い価値をおき、強い関心を抱くようになることを基本に据えて進められようとしているということになろう。そうすると、「結婚や子どもをもつことは素晴らしいこと」であるためには、なによりも、誰もが安心して子どもを生み育てることのできる条件整備が不可欠の配慮事項となり、子育て支援サービスを一般化せざるを得ないのである。子育て支援サービスを特別な子どもの養育困難をもつ親や家庭に限定して、支援を受けることがステイグマを負う構造にすれば、支援を受けること自体が敬遠され、「結婚し子どもをもつことはすばらしいこと」では必ずしもないということになってしまうのである。

以上のように、いまの子育て支援では、誰もが安心して子どもを生み育てることのできる条件整備を基本に据えて、支援サービスを一般化して供給していかなくてはならない。だが、そのことが、山田が指摘するように、国や社会が子育ての負担を際限なく引き受けなくてはならない事態に繋がっていくものであろうか。山田の、親が支援を受けることで罪責感を抱くようになる事態を回避しようとすると、際限なく子育て負担解除の欲求が膨らんでいく（したがって、子育ての親の役割が後退する）との見解は、近代家族における子育て構造が、親にとって子育ては「もし回避しても罪責感を持たずに済むものならば背負いたくないという性格」の負担を伴うものだということを前提にしたものである。そして、いまの子育て支援も同じ前提の下に進められているのである。ところが、親にとって、子育てがそのような意味で「負担」であるものだとどこまでいうことができるだろうか。子育て支援が「なにか後ろめたい特別なもの」でないかぎり、親の責任を簡単に放棄して社会

に子育て負担を引き受けてもらおうとするものなのであろうか。子どもを育てることは確かに苦労の多い大変なことであろうが、なぜそれが負担だと感じられるのであろうか。子育てを負担だと感じさせるなにか外在的な要因が存在するのであろうか。それとも、親が子育てを「負担」と感じるということ自体、実は幻想であって、そうした幻想を必要とする社会的状況が出現しているのではないだろうか。こうした必要とは出生率の低下を食い止めるための処方箋の作成が要請されるようになってしまったことであり、その処方箋は親・家族の子どもの養育責任を前提として考案されなくてはならないという命題が与えられているということである。

ところで、汐見はいまの子どもの養育や教育問題への対応は、「問題を抱える家庭に責任をどの程度課すか」という発想の違いによって、対応策に微妙の違い」が生じており、現在、「今日の家庭すべてに十全な育児を期待することはそもそも無理である。必要なのはうまく育てきれない家庭に対して、社会の方が支援することだ」という「社会的支援型発想」と、「家庭は子どもを生んだのだから、うまく育てきれないということは本来許されない、家庭に教育力を高めるために親はきちんととした育児のための勉強をするなり、条件を整えるなりの努力を要求すべきある」という「家庭の教育力強化型発想」の2つの発想の違いが政策の違いとして現実化している点を指摘している。そして、前者の「社会的支援型発想」に基づいて進められているのが、1990年に入ってからの厚生省（今の厚生労働省のそれもその延長線上にあるといえよう）の子ども家庭支援の施策であり、後者の「家庭の教育力強化型発想」を基本哲学とするのが文部行政であるという。汐見の論は、両方の発想が必要だとしながらも、「今日の状況で、家庭の教育責任を強く求め、『家庭の教育力』を高めるという発想は、必ずしも説得力を持たない」ので、「家庭は『本来』過剰な教育機能を担えるところではないと考えた方」がよいとの立場から、「〈こども家庭支援〉が時代の課題となることは必然的」と結論し、こうした方向から保育所の現代的可能性を探ろうとしているが⁽²⁰⁾、ここで注目したいのは、家庭責任を相対化する発想の上に立って進められる子ども家庭支援が時代の課題だ、児童福祉行政もこうした方向に既に乗り出しているのだとされるなかでの文部行政における家庭教育強化への固執の指摘である。それは、国民の養成を課題とする、その点で子育ての在り様に最も強い利害関心をもつと考えられる文部行政の家庭教育や養育に対する姿勢のなかにこそ、いま進められている子育て支援の基本的な性格を探り出せる鍵が潜んでいると思われるからである。

まず、汐見は、上に述べたように「今日、わが国の教育や育児のための行政の基本方針に、微妙であるが、重要な発想の差が生じてきている」というが、それでは彼の指摘の後も文部行政は「『家庭教育』の責任の自覚を各家庭に求めるという姿勢を堅持」し続けているのであろうか。実は汐見の指摘の後、文部行政の方針は微妙にシフトしてきているのである。中央教育審議会の平成12年の報告「少子化と教育について」は、少子化が子どもの教育に及ぼす問題を指摘し、「少子化が教育に及ぼす問題を最小限に抑えるために可能な限り政策的な対応を図り、少子化の下で可能な限り教育条件の充実を図るとともに、少子化の解消に向けての環境整備に努めることが、教育面での対応の基本と考えられる」と、教育面から少子化に対応するための具体的方策が述べられている⁽²¹⁾。その具体的方策の中で、家庭教育の役割への言及があり、「家庭教育は、……すべての教育の出発点である……中央教育審議会第一次答申においても強調されているように、子どもの教育や人格形成に対し最終的な責任を負うのは家庭であり、子どもの教育に対する責任を自覚し、家庭が本来果たすべき役割を再確認する必要がある」と、汐見が指摘するような従来の家庭責任重視の姿勢

の踏襲がみられるものの、全体的には、「はじめに」の部分で「今回の報告において特に強調したいのは、『子どもは社会の宝』であり、『社会全体で子どもを育てていく』ことが大切であるという考え方である」と述べられている点に象徴されるように、社会の責任、したがって社会的支援型発想を取り入れた報告となっている。さらに、平成16年の今後の幼児教育の在り方に関する審議の『中間報告』では、子どもを取り巻く環境の変化、要するに今深刻になっている子どもの育ちの困難の状況を踏まえて、今後の幼児教育の方向性として、「幼稚園等施設が中核となって、家庭や地域社会とともに幼児教育を総合的に推進していくことの必要性」が提唱され、そうした方向での施策を推進していくために、「幼稚園に係る施策を中心に、幼児教育の具体的方策について」の提言が行われている⁽²²⁾。要するに、幼稚園を中心とした幼児教育の充実によって、子どもの育ちの困難状況に対応していく、まさに社会的支援といってよい施策が提言されているのである。いまひとつ注目したいのが、この報告で、子どもを取り巻く環境の悪化のひとつに親の子育て環境の変化が教育力の低下として指摘されているが、その内容を吟味すると、たとえば汐見が各家庭に教育責任の自覚を促す姿勢が顕著に表れているものとして言及した平成10年の中央教育審議会の答申『幼児期からの心の在り方について』での「もう一度家庭を見直そう」と題された家庭教育に関する提言内容⁽²³⁾と微妙な違いを見せている。すなわち、平成16年の『中間報告』では、家庭教育の低下が、核家族化や地域の共同性の希薄化によって親が育児不安や育児ノイローゼに陥りやすくなっている点や、女性の社会進出の一般化傾向のなかでの子育てと仕事その他の自己実現機会の両立の困難性、合理主義や競争主義の価値観の中で育ったいまの親の世代にとって非合理的な子どもの養育は困難で、ストレスを貯める経験となる傾向が強い点、経済的不況下での労働強化による子育てへの悪影響などが述べられており、子どもを育てる親の教育・養育責任への自覚を促そうとする姿が大分影を潜め、むしろ、家庭での子どもの育ちの現状が親に同情的なニュアンスで語られているのである。そして、このような家庭教育の低下への対策として、従来のような親や家庭の自助努力を求めるものではなく、「……子育て環境を改善し、家庭や子育てに夢を持てる社会を実現するため、現在、子育て支援の取組が行われている」と子育て支援への言及がみられるのである。

このように、家庭責任強化に固執していると汐見が指摘した文部行政も、子育ての社会的支援型へとその方針を変えてきているとみなすこともできるのだが、平成16年の『中間報告』での子育て支援の取組への言及に際して、さきに触れたように、「……親の育児を単に肩代わりするのではなく……」という注文がつけられてもいる。全体的としては、社会的支援型の姿勢が色濃くみられるが、それは、ひとつにはこの『中間報告』が保育事業との統合を視野に入れた新たな幼児教育の再編成を目指して行われたものであるためだと思われ、決して文部行政において従来の家庭責任強化の姿勢が放棄されているわけではないとも考えられるのである。それは、新たな幼児教育の再編成のなかで、改めて家庭教育の役割が位置づけられようとしていることが窺われるからである。そこでまず留意すべきは、この『中間報告』が、「家庭、地域社会、幼稚園・保育所等の施設の三者を視野」に入れた検討をとおして「小学校就学前のすべての幼児に対する教育の在り方を提唱」したものであり、「保育所も含めて、広く幼児に対する教育機能を担う施設を『幼稚園等施設』ととらえて、幼児の健やかな成長のために必要と考えられる幼児教育の在り方について、考え方を取りまとめたものだされる点である。そして、幼児教育を、「幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したもの」であり、「具体的には、幼稚園における教育、保育所等における教

育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりを持った概念としてとらえられる」ものだとし、さらに、「家庭は、愛情やしつけなどを通して幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場」であり、「地域社会は、様々な人々との交流や身近な自然との触れ合いを通して豊かな体験が得られる場」であり、「そして、幼稚園等施設は、幼児が家庭での成長を受け、集団活動を通して、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、教員等に支えられながら、幼児期なりの豊かさに出会う場である」と位置づけたうえで、「この家庭・地域社会・幼稚園等施設の間で、幼児の生活は連続的に営まれており、この三者で連携が取られ、幼児への教育が全体として豊かなものになって初めて、幼児の健やかな成長が保障される」との見解が示されるのである。

このことは、家庭教育の役割を、「家庭・地域社会・幼稚園等施設におけるそれぞれの教育機能が連携することにより、幼児の日々の生活の連続性及び発達や学びの連続性を確保するとともに、その成果を円滑に小学校に引き継ぐ(幼児教育の成果の連続性を確保する)ために、幼児教育の充実を図ることを目指す「家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者の連携」のなかに改めて位置づけ直そうとしていると解釈できよう。そして、家庭や地域社会における教育力が低下している状況は、「家庭や地域社会における教育力が十分にあることを前提に構築されている幼稚園等施設における幼児教育についても、その教育効果を低下させる要因」となっており、したがって、「家庭・地域社会・幼稚園等施設を含む我が国社会全体の教育力の低下が、子どもの育ちに変化を及ぼしている」との認識に基づいて、「家庭や地域社会における教育力を再生し、向上させるためには、幼稚園等施設が、これまでに培ってきた幼児教育のノウハウや成果等を、家庭や地域社会の支援のために十分に活用していくことが必要」だと、家庭や地域社会の教育力の再生・向上への具体策の積極的な推進の必要性が説かれるのである。これまでの文部行政における子どもの養育や教育の家庭責任の強調が「親よ、家族よ、子どもをしっかりと育てよ！」と叱咤するタイプのものだとすると、いま、親をただ叱咤するだけではなく、子育て支援という、そのための具体的なプログラムを用意して親に家庭責任を履行させるタイプに装いを新たにしようとしているといえないだろうか。このことは、さらに、文部行政でも、少子化問題への対応上、子育ての社会的支援の必要性を認めたものの、実際に着手されようとしている子育て支援は子どもを養育する家庭責任を相対化する発想に立って進められるようなものでなく、子どもを育てる親の責任をかえって強調する方向に沿って取り組まれる性格のものだということを意味するのではないだろうか。つまり、少なくとも文部行政で目指される子どもの養育の社会的支援とは、子どもを養育・教育する親・家庭への支援、すなわち親が子どもの養育責任を適切に果たしていくことへの支援であって、従来と異なるのは、たんに「子どもをしっかりと育てよ」と親を叱咤するようなやり方から、親が実際に「しっかりと育てる」ことができるための具体策を子育て支援として講じるようになったという点なのである。

以上、文部行政における子育て支援への取組みが、社会的支援型発想を取り入れて進められるようになったようにみえて、支援の方向を吟味すると、むしろその底流に家庭責任重視の発想を堅持した子どもの家庭教育への新たな肩入れが目論まれたものではないかという点について述べてきた。要するに、子育ての支援をとおして親や家族の子育てへの介入を強化しようとしているようにみえるのである。すなわち、子育てという家族の私的な生活について、従来のように子育て責任を果たすためのあるべき姿を唱導するにとどまらず、より積極的にそのあるべき姿を実現するための手立てを講じようとしているのではないかが疑われる所以である。子育て支援に取り組むにあたってのこ

うした文部行政の姿勢は、なによりも子どもを育てる親の責任、子どもの養育の家庭責任の堅持がその根底にあると思われる。文部行政が課題とするのが国民の養成であるならば、家族という私領域での子どもの教育や養育は、その課題を達成するうえで私領域の事柄だからといって放置できるものでは決してないのである。したがって、いまその必要が認められて取り組まれようとしている親や家族への子育ての支援は、親や家族の子育て責任を軽減する方向ではなく、逆に家族への介入をより積極的に進めて、子どもの家庭養育・教育の国家管理への志向を強めざるをえないものである。そうだとすると、負担が大きすぎるから、親や家族だけでは荷が重たすぎるからといって進められようとしている子育て支援は、皮肉にも、逆に家族の子育て責任を強化する方向に向かうということになるのではないだろうか。そして、いまの少子化対策が、基本的には出生率の低下に起因する国民の養成に対する危機感から取り組まれるようになったものであるならば、そして現在、「子育て支援は少子化対策として、急速に展開している（傍点、筆者）」⁽²⁴⁾のであるならば、以上のような文部行政の子育て支援の性格は、児童福祉行政を含めた現在のわが国の子育て支援への取組みすべてのなかにも現れているのではないだろうか。なによりも少子化対策としてのいまの子育て支援では、国民に子生み・子育てという国民の養成に対する私的な家庭責任をいかに引き受けさせるかに関心が集中するものであるはずである。だからこそ、この責任を引き受けさせるために、少しでも子育ての負担を軽減するというメッセージを伝える施策を講じるという戦略が採られるのである。一方で少子化対策に志向し、他方、「子どもは家庭で親の手によって育てられるのがなによりだ」とする子どもの家庭養育が基本に据えられるかぎり、子育て支援は、それが親の子どもを養育する役割の後退に繋がっていくことを避けようとするために、親の子育て負担の軽減を謳いながら、結果的に親の子育て責任をより鮮明なものしていく運命にあるといつてよいであろう。そして、こうした方向での子育て支援の推進は、あくまでも親の子育てを支援する施策にとどまり、子どもの家庭養育を相対化し、（子どもがどこで育とうと）子どもの育ちを支援し、子どものウェルビーイングを真に保障する施策にはなりえないのではと危惧されるのである。

注

- (1) 『月刊福祉』2004年9月号, p. 11
- (2) 宮坂靖子「親イメージの変遷と親子関係のゆくえ」藤崎宏子（編）『親と子：交差するライフコース』ミネルヴァ書房, 2000年, p. 27
- (3) 大日向雅美『子育てと出会うとき』日本放送出版協会, 1999年
- (4) 柏木恵子「社会変動と家族」柏木恵子（編）『結婚・家族の心理学』ミネルヴァ書房, 1998年, p. 24
- (5) 拙稿「養護問題を持つ子どものノーマライゼーションについての私論」『宮崎女子短期大学紀要』第30号, 2004年
- (6) 中央児童福祉審議会『保育問題をこう考える（中間報告）』1963年7月
- (7) 厚生省児童家庭局（編）『児童福祉五十年の歩み』厚生省児童家庭局, 1995年, p. 9
- (8) 中央児童福祉審議会『今後推進すべき児童福祉対策について（答申）』1974年
- (9) 中央児童福祉審議会『家庭における児童養育の在り方とこれを支える地域の役割（意見具申）』1984年
- (10) 浅井春夫・村山祐一・吉田恒雄（編）『日本の保育をどう変えるか』かもがわ出版, 1997年

- (11) 下夷美幸「家族政策の歴史的展開」社会保障研究所（編）『現代家族と社会保障』東京大学出版会, 1994年, p. 262
- (12) 健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する省庁連絡会議『健やかに子どもを生み育てる環境づくりについて（とりまとめ）』1991年
- (13) 子供の未来21プラン研究会『たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書』1993年
- (14) 中央教育審議会『子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（中間報告）』2004年
- (15) 少子化対策推進閣僚会議『次世代育成支援に関する当面の取組方針』2003年
- (16) 汐見稔幸「保育所の現代的な意味とその可能性」岩波講座現代の教育第7巻『ゆらぐ家族と地域』岩波書店, 1998年, p. 268－269
- (17) 山田昌弘「家族の現状と未来」『子ども家庭福祉情報』第2号, 日本総合愛育研究所, 1991年, p. 6
- (18) 『厚生白書』（平成10年版）ぎょうせい
- (19) 副田義也・樽川典子・藤村正之「現代家族と家族政策」副田義也・樽川典子（編）『現代家族と家族政策』ミネルヴァ書房, 2000年, p. 22
- (20) 汐見稔幸, 前掲書, p. 269－270及び・p. 285
- (21) 中央教育審議会『少子化と教育について（報告）』2000年
- (22) 中央教育審議会『子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（中間報告）』2004年
- (23) 中央教育審議会『幼児期からの心の教育の在り方について（中間報告）』1998年
- (24) 下夷美幸「〈子育て支援〉の現状と論理」藤崎宏子（編）『親と子：交差するライフコース』ミネルヴァ書房, 2000年, p. 275